

国民健康保険証を送付しました

☎保険医療課 (065-6512)

平成28年度の国民健康保険証を簡易書留で3月に郵送しました。留守等で受け取れなかった人は、右記担当課まで問合せのうえお越しください。

【持ち物】

- ①平成27年度の保険証
 - ②来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）
- ※別世帯の人が受け取る場合は、世帯主の委任状と②が必要です。

こんなときは14日以内に届出を

- 国民健康保険の喪失届出
 - ・勤務先の健康保険等に参加したとき
 - ・被扶養者の認定を受けたとき
 - 国民健康保険の加入届出
 - ・勤務先の健康保険等の資格を喪失したとき
 - ・被扶養者の認定を外れたとき
- ※以前の保険の資格を喪失した日から国民健康保険加入となります。
- ※自動では切り替わりません。

70歳になる人に高齢受給者証をお送りします

70歳から74歳の人は、国民健康保険証に加えて高齢受給者証が交付されます。70歳の誕生日（1日生まれの人は70歳の誕生日の前月）に高齢受給者証をお送りしますので、医療機関等を受診するときは国民健康保険証とあわせて提示してください。

人間ドックの費用を助成します

☎保険医療課 (065-6512)
☎北部振興局福祉生活課・各支所

疾病の早期発見および健康の保持増進を図るため、人間ドックを受診する人に、費用の一部を助成します。

【対象】 次の①から④すべてにあてはまる人

- ①長浜市国民健康保険に加入している人
- ②4月1日現在40歳以上で、受診日時点で75歳未満の人
- ③世帯に国民健康保険料、市税等に滞納がない人
- ④市の保健指導を受けることに同意する人

【助成内容】

人間ドック（日帰り・1泊・脳ドック）、同時に実施のオプション検診

【助成額】

受診費用の1/2（100円未満切捨て） 上限2万円、宿泊を伴う場合は上限2万5千円

【対象受診機関】

市立長浜病院、長浜市立湖北病院、長浜赤十字病院、彦根中央病院、友仁山崎病院、KKCウエルネスひこね健診クリニック

【手続方法】

国民健康保険証を持って、右記担当課で申請してください。

※必ず受診前に申請してください。受診後の申請は受付できません。

※申請には本人の署名が必要です。

【受付期間】

6月30日（木）まで

※予算の都合上、早めに受付を終了する場合があります。

彦根年金事務所からのお知らせ

☎彦根年金事務所国民年金課
(0749-23-1114)

平成28年度国民年金保険料は
月額16,260円です

4月からの保険料額が見直されました。

●口座振替の早割制度（当月未振替）

毎月の保険料を、通常の翌月末振替から当月未振替にすると、月々50円お得です。

【手続窓口】 保険医療課、北部振興局福祉生活課、各支所、彦根年金事務所、口座振替を希望する金融機関・郵便局

●納付書での前納

平成28年度の保険料を一年分まとめて納付すると、3,460円の割引となり大変お得です。納付期限は5月2日（月）です。納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。

※口座振替またはクレジットカードによる、平成28年4月分からの各種前納受付は、2月末で終了しています。

学生納付特例制度について

学生で本人の前年中所得が一定以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予されます。

対象となるのは、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍している20歳以上の人です。

【持ち物】 学生証または在学証明書、印鑑

【手続窓口】 保険医療課、北部振興局福祉生活課、各支所、彦根年金事務所

意見を募集します

条例や基本計画について案（素案）をとりまとめましたので、みなさんからの意見を募集します。

【提出方法】

任意の様式に①住所②氏名③電話番号を明記し、直接または郵送（消印有効）、FAX、メールのいずれかで各担当課まで。

【共通閲覧場所】

市政情報コーナー（東館1階）、北部振興局、各支所、市ホームページ

「長浜市空家等に関する条例」 （素案）

法律に基づいた空き家対策とともに、周辺に大きな影響を及ぼす危険な空き家等の対策や予防、活用に取り組むため、条例を制定します。

【募集期限】 4月30日（土）

【閲覧場所】 建築住宅課ほか

【提出先】

建築住宅課（東館2階）

☎05-6760

✉kenchiku@city.nagahama.lg.jp

☎建築住宅課 (065-65030)

「豊公園再整備基本計画ゾーニング計画」 （案）

各施設の老朽化が進む豊公園の再整備を目的とした基本計画を策定するため、公園のレイアウトを示すゾーニング計画（案）を作成します。

【募集期間】 4月8日（金）～

5月6日（金）

【閲覧場所】 都市計画課ほか

【提出先】

都市計画課（東館2階）

☎05-6760

✉toshikei@city.nagahama.lg.jp

☎都市計画課 (065-6541)

意欲ある農林漁業者の地産地消事業を応援します

☎農政課 (055-6522)

新たに農林水産物の新商品開発や地産地消等につながる販路拡大などに取り組みたいと考えている皆さんに、その経費の一部を補助します。詳しくは担当課または市ホームページまで。

【補助対象者】

- ・市内で現に経営を行っている農林漁業者（団体）
- ・六次産業化法に基づく認定事業計画において促進事業者に位置付けられた人

【補助対象事業】

- ・農林水産物等を活用した加工品の開発など付加価値を増大させるもの
- ・物流改善や直売市の継続開催など、農林水産物等の消費拡大に寄与するもの
- ・市内の農林水産業および農林水産物を内外にPRするもの
- ・市民に地産地消の社会的意義などを普及啓発するもの
- ・その他地産地消および農林水産物の消費拡大に寄与するもの

【事前相談】 4月1日（金）から事前相談を受け付けます。まずは電話で担当課まで。

【その他】 ・事前相談や申請書提出は、平日にお越しください。（郵送・メールでは受付できません）
・5月に開催予定の審査会で交付対象者を決定します。
・募集案内、申請書様式は市ホームページからダウンロードできます。